

介護保険サービス事業者等集団指導について

令和 8 年 6 月

大分市指導監査課

日頃から大分市の介護保険行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本資料は、大分市が実施している指導監査業務の概要や、事業運営における留意点などを簡潔にまとめたものであり、制度理解の基礎となる重要事項であるため、昨年度に引き続き再掲しております。

事業者の皆さまには、今一度ご確認いただき、各事業所及び全職員へ周知し、適正なサービス提供に努めていただきますようお願いいたします。

目次

1. 指導監査について	P4
2. 指導について	P5
3. 監査について	P8
4. 業務管理体制の 整備について	P10

1. 指導監査について

指導監査には「指導」と「監査」があり、国の示す指針等に基づき、実施しています。

「指導」には「集団指導」と「運営指導」があり、いずれも介護保険施設等の適正な運営確保のために行います。

「監査」は、著しい基準違反や、不正請求、高齢者虐待等が認められる又はその疑いがある場合に行います。

2. 指導について

○集団指導

介護保険制度の趣旨・目的の理解を図り、適正な運営等について指導（周知徹底）を1年に1回以上行っています。

大分市においては、大分市ホームページへ資料を掲載し、受講確認のためのアンケートを回答していただく形で実施しています。

2. 指導について

○運営指導

全事業所(施設)を対象とし、原則として指定(許可)有効期間内に少なくとも1回以上※、事業所(施設)にて行います。

現地では、関係書類等の確認及びヒアリングを行い、運営基準や介護報酬の算定要件を満たしていない等の改善を要すると認められる事項がある場合は、改善指導を行います。

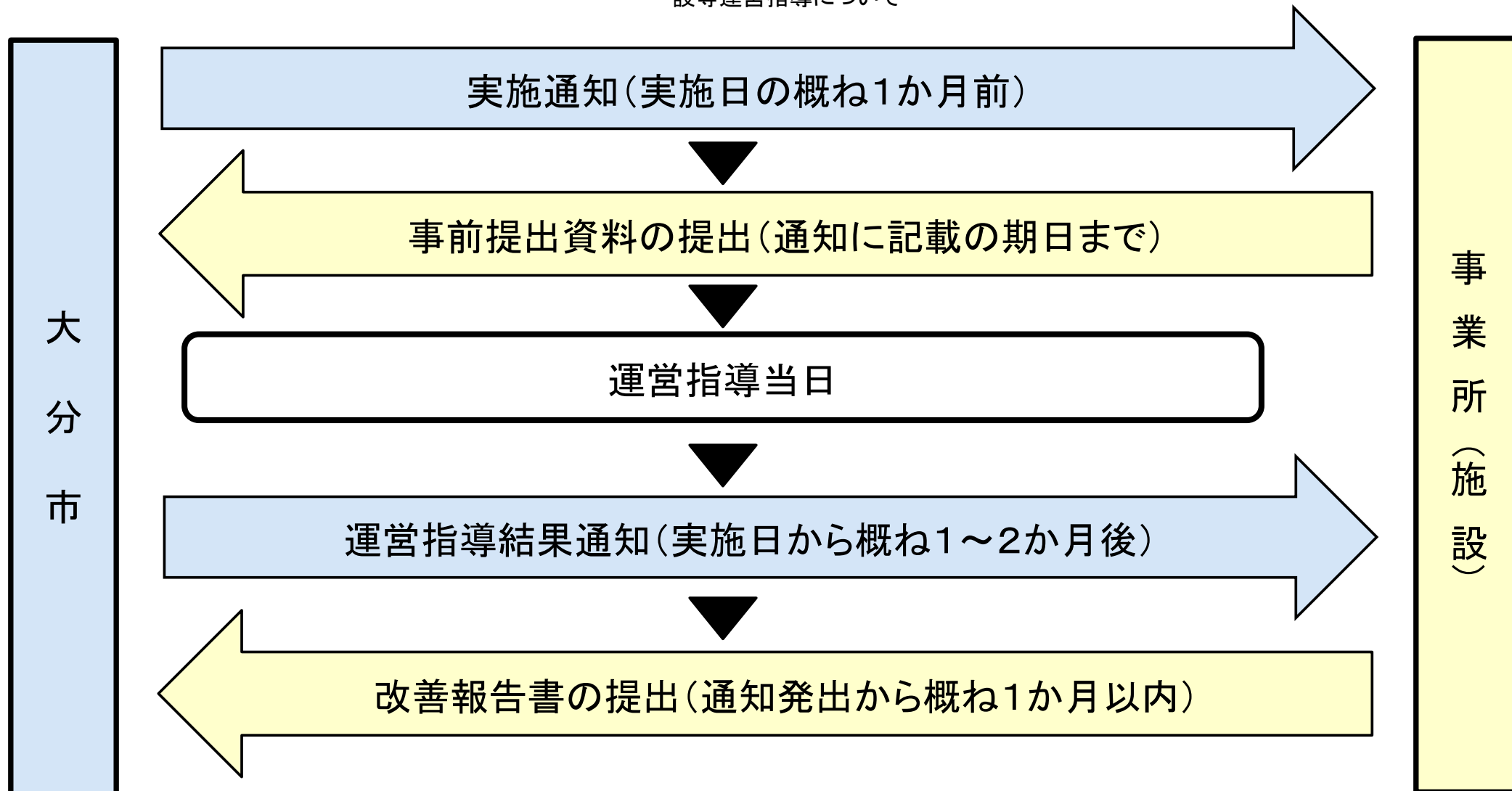
※特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)については、法人指導監査に併せて3年に1回実施

○運営指導の流れ

運営指導の流れについては、大分市ホームページ「介護保険施設等運営指導について」を参照してください。

(<https://www.city.oita.oita.jp/o077/kenko/fukushi/1463116644868.html>)

大分市ホーム>健康・福祉・医療>社会福祉法人・施設等の指導監査>介護保険施設等運営指導について



○監査

人員、設備及び運営基準等の著しい基準違反が認められる場合や、不正請求、不正の手段による指定、高齢者虐待等が行われている場合、又はその疑いがあると認められる場合に監査を実施します。

監査の結果によっては改善命令や事業運営の停止、又は指定取消処分等の行政処分を命じ、公正かつ適切な措置をとります。

3. 監査について

○介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保・法令等に基づく適正な事業実施

介護給付等対象サービスの質の確保 + 保険給付の適正化

指 導

介護保険施設・事業者

集団指導

運営指導

支援

周知の徹底

介護給付等対象サービスの取扱い

介護報酬の請求

大分市介護保険施設等指導要綱

不正等が発覚すれば「監査」へ移行

監 査

介護保険施設・事業者

勧告

命令

指定取消等

公正・適切な措置

的確な把握

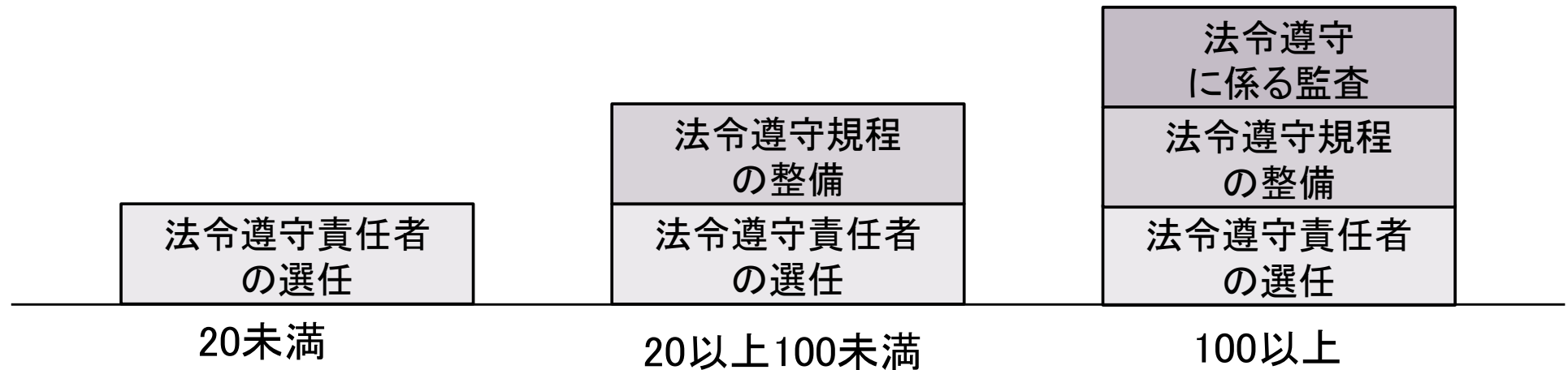
不正・著しい不当に関する事実関係

大分市介護保険施設等監査要綱

4. 業務管理体制の整備について

法令遵守の義務の履行を確保するため、事業者に対しては業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護保険事業運営の適正化を図っています。

整備の内容については、以下の図に示されている指定又は許可を受けている事業所数等（医療みなし事業所を除く）によって異なり、届出が義務付けられています。



指定又は許可を受けている事業所等の数
(医療みなし事業所を除く)

※資料中「利用者」と記載があるのは、
利用者又は入所者と読み替えてください。

4. 業務管理体制の整備について

○法令遵守責任者の選任 (※全事業者)

法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、**少なくとも介護保険法(以下「法」という。)**及び**法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者**を想定しています。

法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることも可能です。

○法令遵守規程の整備 (※事業所等の数20以上の事業者)

事業者の従業員に対して、少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込んだものとしてください。

例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や、標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したものを作成してください。

○法令遵守に係る監査 (※事業所等の数100以上の事業者)

医療法、社会福祉法、会社法等の規定に基づき、その監事又は監査役、監査委員会等が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもってすることができます。

また、当該監査は、内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法によることも可能です。

4. 業務管理体制の整備について

○業務管理体制の確認検査

業務管理体制に関する検査は、事業者に自主的に業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けるとともに、問題点が確認された場合には、公正かつ適切な措置をとることを方針としています。

その検査の形態として、「**一般検査**」と「**特別検査**」があります。

○一般検査

一般検査は、指定取消事案などの不正行為の未然防止、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図ることを目的とし、届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、概ね6年に一度、原則書面形式で実施します。

○特別検査

特別検査は、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合等に、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無等を検証します。

検査については、当該事業所等へ立入検査を実施します。組織的関与が認められた場合、組織は連座責任を負うことになります。

指導監査課では、事業者の不正を暴くことが目的ではなく、事業者が基準を遵守し、利用者を第一に考えた適正なサービスを提供しているかを確認し、指導を行っています。

適正な運営を心掛けていれば、運営指導は怖いものではありません。監査による行政処分を避けるためにも、基準の遵守や事業所の運営、報酬請求等に関して不安や疑義が生じた場合は、速やかに大分市へご相談ください。

また、事業者において業務管理体制の整備を行わず、法令等を遵守できていなければ、指定の取消処分だけでなく、利用者の生命に関わる問題へと発展する可能性があります。

さらに、不正行為への組織的関与が認められた場合、「連座制」の適用により、他の事業所運営にも多大な影響を及ぼすこととなります。

事業者は、適正な事業運営と利用者の保護の観点から、常日頃より法令等を遵守することに高い意識を持ち、組織的に取り組むことが重要であることを忘れないでください。